

## 入札公告

条件付き一般競争入札を行うにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和8年(2026年)6月22日

下関市長 前田 晋太郎

### 記

- 1 業務名 令和8年度下関市小学生韓国派遣研修 訪問団派遣業務
- 2 業務内容 別紙1「仕様書」のとおり
- 3 委託期間 契約締結の日から令和8年(2026年)12月25日まで
- 4 入札条件
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
  - (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の業種（大分類：運送・旅行、小分類：旅行代理及び旅行業）に登録があること。
  - (4) 本委託業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。
  - (5) 過去10年の間に国または地方公共団体その他公共団体と同種の契約を2回以上締結し、これらすべてを誠実に履行していること。
- 5 入札参加資格確認申請方法

本入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」（様式1）及び同申請書に示す添付書類を、次項に示す提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。電子メールで提出する場合は、送信後、必ず提出先に電話により到着確認を行うこと。なお、申請書類等は返却しない。
- 6 入札参加資格確認申請書 提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和8年(2026年)7月1日（水）正午までとする。  
なお、提出期限を過ぎたものは受理しない。

## (2) 提出先

下関市市長公室国際課

郵送：〒750-0018 下関市豊前田町3丁目3番1号 海峡メッセ下関6階

Email：sskokusa@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

TEL：083-231-9653

## 7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書」（様式2）により通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、「入札参加資格確認通知書」（様式2）を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を国際課に持参することにより、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

## 8 契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時 公告日から令和8年(2026年)7月1日(水)正午まで

(2) 場所 下関市市長公室国際課及び下関市ホームページ

## 9 質問の方法

(1) 本入札に関する質問はメール又はFAXによること。

(2) 質問の期限は令和8年(2026年)7月1日(水)正午までとする。

(3) 質問の回答は、後日速やかに質問者のみに回答する。

(4) 問い合わせ先 下関市市長公室国際課

Email：sskokusa@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

FAX：083-231-9654

## 10 入札方法

(1) 持参によること。郵便による入札は認めない。

(2) 入札において使用する入札書は、「入札書」（様式3）を使用すること。

(3) 入札書に記載する入札額は、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）を記載すること

(4) 予定価格以下の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低価格を提示した者を落札者とする。なお、不調に備え、入札回数は初回を含め3回を限度とする。

(5) 落札となるべき同価の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

(6) 代理人をして入札させるときは、「委任状」（様式4）を提出すること。

## 11 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年(2026年)7月8日(水)午前11時

- (2) 入札場所 海峡メッセ下関7階 708商談ルーム  
下関市豊前田町3丁目3番1号

## 12 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、「入札参加資格確認通知書」(様式2)と併せて通知する。

## 13 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは入札に参加できない。
- (3) 入札参加資格確認申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。
- (4) 入札において、事故が起きた時や不正な行為があると認められたときは入札を中止し、または延期する場合がある。
- (5) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
  - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
  - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
  - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなった時、又は指名停止措置を受けた時は、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 入札書等の契約に関する書類の作成にあたっては、「消せるボールペン」等の訂正が容易にできる筆記用具等は使用しないこと。

以 上